Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいウェブサイトや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
28	28	21	15	7	6	13	22	27	0	0	3	3	0	0	25	2	1	1	16	4	7	0	0	0	2	2	5	0	4	15	1	9
岡山県	岡山市	○	○		○			○								○				○							○		○	○	○	
岡山県	倉敷市	○	○			○	○	○							○				○											○		○
岡山県	津山市	○	○			○	○	○							○						○											
岡山県	玉野市	○	○		○	○	○	○							○				○											○		
岡山県	笠岡市	○	○	○				○							○						○									○		
岡山県	井原市	○				○	○	○							○				○											○		
岡山県	総社市	○		○			○	○								○				○									○	○		○
岡山県	高梁市	○		○			○	○							○				○										○	○		
岡山県	新見市	○	○				○	○							○				○													○
岡山県	備前市	○	○		○	○	○	○							○				○											○		
岡山県	瀬戸内市	○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の書類を同封			○					○					○	希望者が公民館窓口に提出（申請者のみ提出）				○		
岡山県	赤磐市	○	○				○	○							○						○									○		
岡山県	真庭市	○	○				○	○							○				○													○
岡山県	美作市	○			○	○	○	○							○				○													○
岡山県	浅口市	○	○	○			○	○							○						○											○
岡山県	和気町						○	○							○				○										○	○		
岡山県	早島町	○				○	○	○							○						○									○		
岡山県	里庄町	○					○	○							○				○								○					
岡山県	矢掛町	○	○			○	○	○							○				○													
岡山県	新庄村										○	特段の周知はしていない。小・中学校の管理職、事務職員は制度について理解している。人口が1000人に満たない小規模な自治体であるため、住民と学校、教育委員会との関係性は密であり、対象者がいる場合はきめ細やかな配慮を心掛けている。			○										○	認定を受けようとする者は、就学援助費支給申請書兼世帯票を、当該学校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。						○
岡山県	鏡野町		○		○	○		○							○						○									○		
岡山県	勝央町	○				○	○	○			○	町内放送					○	申請締め切りを設定し、期限内の申請のみ受付して年度当初から援助をしているが、 転入や年度途中の世帯状況の変化がある等の特別な理由がある場合は、随時申請を受け付けており認定月以降から援助		○												○
岡山県	奈義町		○	○	○	○	○	○							○				○								○					
岡山県	西粟倉村						○	○							○				○								○					
岡山県	久米南町					○		○							○				○													○
岡山県	美咲町	○		○		○	○	○							○				○								○					
岡山県	吉備中央町						○	○							○				○											○		
岡山県	笠岡市	○	○	○				○							○						○									○		

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものを全て○）												<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（ア の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものを全て○）						<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増えると、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
28	28	23	2	1	0	1	1	1	23	0	1	1	0	0	0	0	1	3	8	10	1	9	9	5	6	4	8	2	0	0	4	4	0	1	0	1	0	0	0
岡山県	岡山市	○							○											○		○	○		○														
岡山県	倉敷市	○							○											○		○	○				○	○											
岡山県	津山市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断の通知に案内を同封して郵送							
岡山県	玉野市	○							○									○							○		○												
岡山県	笠岡市	○							○										○				○	○															
岡山県	井原市	○							○										○			○			○														
岡山県	総社市	○							○											○				○															
岡山県	高梁市	○							○											○						○													
岡山県	新見市	○							○								○														○	住基情報から来年度小学校入学者を特定し、各家庭に入学前支給の案内文を郵送している。							
岡山県	備前市	○							○											○		○	○			○													
岡山県	瀬戸内市	○							○											○		○	○				○	○											
岡山県	赤磐市	○							○									○				○	○		○														
岡山県	真庭市	○							○										○			○	○				○												
岡山県	美作市	○							○												○				○		○												
岡山県	浅口市	○							○										○					○															
岡山県	和気町	○							○										○								○												
岡山県	早島町	○							○									○						○	○														
岡山県	里庄町	○							○											○											○	就学時健康診断の結果と併せて送付する。							
岡山県	矢掛町	○							○										○												○	就学時健康診断の結果を通知する際に、案内と申請書を全員に配布している。							
岡山県	新庄村					○																																	
岡山県	鏡野町	○							○										○			○	○				○												
岡山県	勝央町	○							○											○				○		○													
岡山県	奈義町		○								○																												
岡山県	西粟倉村		○									○																											
岡山県	久米南町	○							○											○							○												
岡山県	美咲町	○							○											○						○													
岡山県	吉備中央町			○																														○		○			
岡山県	笠岡市						○	小学校の設置が無い																															

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ (3)（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																													（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、した場合の対応など、事務事務量が増加するから	エ.（入学前支給は異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
28	28	24	2	1	0	1	0	0	24	0	1	1	0	0	0	0	1	3	8	11	1	1	0	1	0	0	0	8	2	13	0	1	2	2	2
岡山県	岡山市	○							○											○								○							
岡山県	倉敷市	○							○											○								○							
岡山県	津山市	○							○											○								○							
岡山県	玉野市	○							○									○												○					
岡山県	笠岡市	○							○										○									○							
岡山県	井原市	○							○										○														○		
岡山県	総社市	○							○											○										○					
岡山県	高梁市	○							○											○								○							
岡山県	新見市	○							○								○												○						
岡山県	備前市	○							○											○										○					
岡山県	瀬戸内市	○							○											○									○						
岡山県	赤磐市	○							○									○												○					
岡山県	真庭市	○							○										○											○					
岡山県	美作市	○							○												○													○	検討なし
岡山県	浅口市	○							○										○											○					
岡山県	和気町	○							○										○											○					
岡山県	早島町	○							○									○												○					
岡山県	里庄町	○							○											○														○	整備されておらず、現在検討もしていない。
岡山県	矢掛町	○							○										○									○							
岡山県	新庄村					○																											○		
岡山県	鏡野町	○							○										○											○					
岡山県	勝央町	○							○											○										○					
岡山県	奈義町		○								○																			○					
岡山県	西粟倉村		○									○																○							
岡山県	久米南町	○							○											○										○					
岡山県	美咲町	○							○											○												○			
岡山県	吉備中央町			○																		○		○						○					
岡山県	笠岡市	○							○										○									○							

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）					4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護基準額で算出した額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																									ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所帯層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
28	28	24	24	22	22	22	26	4	4	10	11	3	4	5	13	7	4	8	0	8	19	0	8	0	1	10	1	0	0	0	0	10	10	
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			四人世帯のモデルケースで前年生活保護基準を1.3倍したものを算出し、その平均を所得換算したものを基準額としている。 なお、基準額の算出に当たっては、基本的には前年4月1日の生活保護基準を用いることとしているが、 生活保護基準の見直しの影響を踏まえ、平成25年4月1日の基準の据え置きを継続している。											20%未満
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		保護者の死亡、失業、長期療養、災害等により現在の収入額が前年より著しく減少すると認められる者。			○						平成25	4	15%未満
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○				○				○		○				1.5					○						平成24	12	15%未満
岡山県	玉野市						○										○				1.3					○						平成24	12	20%未満
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○											○			1.5													20%未満
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○											○			1.3													15%未満
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			市就学援助規則で規定する需要額を用いて判定している。											20%未満
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○									○					1.5				○		○							20%未満
岡山県	新見市															○					1.5					○						平成25	4	15%未満
岡山県	備前市															○					1.25					○						平成24	12	15%未満
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2		特別な事由があり、教育委員会が認める場合			○						平成24	7	15%未満
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.3		民生委員・児童委員が準要保護の認定が必要と認める者			○						平成25	4	15%未満
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○											○			1.5													15%未満
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○								○					○			特別支援教育就学奨励費の需要額・収入額調書を利用											20%未満
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24	12	15%未満
岡山県	和気町						○											○			1.3													20%未満
岡山県	早島町	○	○	○	○		○			○					○						1.2													15%未満
岡山県	里庄町	○	○				○											○			1.5													15%未満
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○													○			その他経済的な理由によって、児童・生徒が就学困難となる特別な事情があること（民生委員の所見等により、援助が必要と認められるもの）											15%未満
岡山県	新庄村	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○																				0%未満
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○				○				○																			15%未満
岡山県	勝央町	○	○		○	○	○											○			1.3													10%未満
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																				10%未満
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○	○								○					○			アー力、セには該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難な者。											20%未満
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○									○					1.3					○						平成25	3	15%未満
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○								○		○				1.3					○						平成24	12	20%未満
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○											○			1.5													20%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
28	28	25	0	0	11	11	11	13	13	2	4	26	0	0	10	10	10	16	16	0	1	9	8	7	0	0	0	1	1	0	3	26	8	8	17	17	17	1	1	0	1	24
岡山県	岡山市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	23,400								○			○	23,800	8,028					校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。
岡山県	倉敷市	○			○	11,630	14,378					○						○	54,060			○	○	0								○			○	34,035	9,067					学用品費には、通学用品費（小1除く）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含めているため、支給平均額は学用品費の欄へそれらを含めた平均額を記入している。通学費は支給実績なし。医療費は支給実績なし。
岡山県	津山市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	12,129								医療費は支給実績なし。
岡山県	玉野市	○			○	13,900	12,701				上限金額について 1年生のみ11,630円	○						○	54,060			○	○	5,083								○	○	8,495								校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。医療費は支給実績なし。学用品費・通学用品費は合算して支給。
岡山県	笠岡市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	33,000	14,038					通学用品費は第1学年を除く。 校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は実績なし。
岡山県	井原市	○			○	11,630	11,262					○						○	54,060													○	○	16,027								校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。
岡山県	総社市	○			○	11,630	11,059					○			○	51,060	51,060					○	○	20,156								○			○	38,000	24,478					通学用品費：1年生を除く。校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。医療費は支給実績なし。
岡山県	高梁市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	33,660								○			○	22,690	19,630					
岡山県	新見市	○								○		○						○	50,600													○			○	21,190	21,112					・学用品費と通学用品費について、「学用品費及び通学用品費」として支給している。支給額は小学校1年生11，420円で小学校2～6年生が13，650円である。 ・学校給食費について、保護者実費の85%を支給している。
岡山県	備前市	○						○	13,650	○		○						○	40,600			○	○									○						○	21,490			学用品費と通学用品費で一定額にしています。また、1年生と2年生以上で金額が変わります。通学費は全額です。学校給食は、単価×実施回数の実費額です。
岡山県	瀬戸内市	○						○	13,900		※	○						○	54,060			○	○	0							※	○			○	22,690	7,137					「学用品費」については、月ごとの一定額の支給で、1年生と2年生以降で額が異なる。 支給額の多い2年生以降を入力している。（学用品費に通学用品費を足し上げた金額） 「通学費」「医療費」については実績なし。（遠距離通学補助金、こども医療費助成制度により支援があるため） 「宿泊を伴う校外活動」については活動実績なし。
岡山県	赤磐市	○			○	15,510	14,779					○			○	51,110	51,110															○	○	21,234								医療費は申請がなかったため実績なし
岡山県	真庭市	○			○	11,630	11,038					○			○	54,060	51,060					○	○	0							実績無し	○			○	22,690	21,432					通学費は支給実績なし。医療費は支給実績なし。
岡山県	美作市	○						○	13230※ 15500		※1年以外	○						○	54,060													○			○	22,690	8,258					1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）について、学用品・通学用品・校外活動費（宿泊を伴わないもの）をまとめて支給している。 校外活動費（泊を伴うもの）については、コロナの影響により、実施しなかったため支給実績なし。
岡山県	浅口市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	30,000	30,000					支給平均額は令和4年度予算に計上した単価
岡山県	和気町	○						○	11,630			○						○	54,060			○						○	40,020			○	○	29,519								通学費について、設定はしていますが実績は0円です。医療費について、和気町では乳児医療を優先しているため、実績はありません。
岡山県	早島町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	7,753								校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。
岡山県	里庄町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○			○	22,690	8,848					「平均支給額」は令和3年度の実績額。学用品費・通学用品費については令和4年度に計上した単価。医療費については実績なし。校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。
岡山県	矢掛町	○			○	11,630	11,480					○			○	54,060	21,883															○			○	22,690	21,660					医療費については、規則により交付対象としているが、小児医療費制度により実績の見込みはない。 校外活動費（宿泊を伴うもの）はコロナの影響により実績がなかった。 オンライン学習通信費について、持ち帰りの実績がなかった。
岡山県	新庄村										支給対象者なしのため 実績なし									支給対象者なしのため実績なし											支給対象者なしのため実績なし									支給対象者なしのため実績なし	
岡山県	鏡野町	○						○	※			○						○	51,060													○	○	13,030								・学用品費は、1年生は11,630円、その他学年は13,900円。 ・学用品費には、通学用品費も含む。 ・給食費で最も支給額が多いのは、第3学年で全体の14.8% ・医療費については、その他制度（こども医療費給付制度）で自己負担0のため、支給実績なし ・校外学習費（宿泊無）は、学年ごとの平均は、1年生1,429円、2年生1,430円、3年生1,551円、4年生1,475円、5年生1,600、6年生929円であった。
岡山県	勝央町	○			○	11,640	11,500					○			○	51,110	48,678															○	○	5,704								修学旅行費は、修学旅行代替行事に係る経費としている。
岡山県	奈義町											○			○	51,060	51,060															○			○	21,890	21,890					
岡山県	西粟倉村	○			○	15,220	10,939					○			○	40,600	40,600															○			○	22,000	879					学校給食費については、実費の90%ただし上限額46,000円 校外活動費については実績なし。
岡山県	久米南町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	7,535					・通学用品費について、1年生には支給していない。 ・修学旅行費について、新型コロナウイルス感染症対策により、宿泊なし（日帰り）で実施。 ・学校給食費について、1食単価250円で実績により支給している。
岡山県	美咲町	○						○	11,630			○			○	51,060	51,060															○			○	21,890	18,971					校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。
岡山県	吉備中央町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060															○			○	4,085	4,085					学校給食費：令和2年度途中より公立学校において無償化となる。校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。
岡山県	笠岡市																																									

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |